

令和5年 第8回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 12

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年3月30日（木） 午後2時30分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第20号	(仮称)川西市子ども・若者未来計画の策定について	

○ 出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員            坂 本   かおり  
(教育長職務代理者)

委            員            治 部   陽 介

委            員            佐々木   歌 織

委            員            倉 見   昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長兼就学・給食課長 ( 就 学 担 当 )	岩 脇	茂 樹
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
こども未来部副部長(こども支援担当)	井 上	昌 子
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任	荻 野	裕 也
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 20	(仮称)川西市子ども・若者未来計画の策定について	5.3.30	5.3.30	可 決

[開会 午後2時30分]

- 石田教育長      それでは、只今より令和5年第8回川西市教育委員会（臨時会）を開会いたします。
- 石田教育長      それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。  
全員出席でございます。  
なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。  
倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員        はい、入室しております。
- 石田教育長      映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の送受信が適正に行われることを確認できました。
- 石田教育長      本日は、全員出席でございます。  
なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。  
教育政策課長。
- 教育政策課長  
（的場）        本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。  
本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。
- 石田教育長      次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 石田教育長      これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしく  
お願いいたします。
- 石田教育長      では次に、日程第2、議案第20号「（仮称）川西市子ども・若者未来計画の策定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。  
こども支援担当副部長。
- こども未来部副部長  
（井上）        それでは、議案第20号「（仮称）川西市子ども・若者未来計画の策定  
について」ご説明いたします。

議案書は3ページをご覧ください。

本案は、(仮称)川西市子ども・若者未来計画を策定することについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものであります。

本計画につきましては、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者まで途切れることがない支援を実施するとともに、引き続き、就学前期児童の教育・保育をはじめとする子育て支援事業の提供体制の整備や全ての子どもや若者への支援を計画的に推進するため、川西市子ども・子育て計画と川西市子ども・若者育成支援計画を統合し、川西市子ども・若者未来計画として策定する必要があるため、本議案をお諮りしているところであります。

なお、第2期川西市子ども・子育て計画は、本年度が現計画の中間年に当たるため、原則として時点修正など一部見直しを行い、川西市子ども・若者育成支援計画は本年度で計画が満了するため、改定を行い、策定するもので、原則、子ども・子育て計画をベースに、子ども・若者育成支援計画の部分を記載していく形で計画を策定しますことから、本計画期間は、第2期子ども・子育て計画の残りの計画期間である令和5年度から6年度までの2年間の計画といたします。

本件につきましては、昨年12月の教育委員会定例会で議決をいただき実施いたしました意見提出手続とタウンミーティング及び12月23日の議員協議会において提示されたご意見に基づいて、原案の内容に一部修正を加えた上で、お手元にお配りしております最終案を作成し、このたびの議案としてお諮りしております。

まず、意見提出手続いわゆるパブリックコメントの結果についてお伝えいたしますと、本年1月10日から2月13日までの期間で実施いたしました60人の方から118件のご意見をいただきました。あわせて、1月28日に久代幼稚園で、2月4日に東谷公民館で、2月5日に清和台公民館と多田公民館でそれぞれタウンミーティングを開催し、合計106人の参加があり、62件のご意見をいただきました。

主なものとしましては、計画案の100ページから102ページにございます第7章の市立就学前教育保育施設のあり方についての市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針と事業計画に対するご意見で、市立幼稚園の閉園やこども園化のご意見と併せて、市立幼稚園と市立保育所を一体化して認定こども園化する場合の時期や整備場所等について、市立幼稚園の入園者数が5人未満になった場合の対応などについてのご意見を多数頂戴いたしました。



まず、市立幼稚園と市立保育所を一体化して認定こども園化する場合の時期や整備場所等につきましては、令和10年度の開設を目指し、具体化に向けた検討を進め、施設が老朽化していることから、令和5年度、6年度の2か年で既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員を決めていくとし、また、整備手法や運営方法についても併せて検討し、令和7年度からの計画に反映させると事業計画の記載を修正いたしました。

市立幼稚園の入園者数が5人未満になった場合の対応につきましては、一体化し認定こども園開設を予定している市立幼稚園については、原則園を存続し、今後1クラスが5人未満になった場合は複式学級で、2クラスともに5人未満となった場合は他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することで集団教育保育を提供しますとしました。

なお、一体化し認定こども園化する予定のない東谷幼稚園につきましては、令和5年4月に入園する4歳児のクラスの児童数が5人未満である見込みであることから、令和5年度の園児募集はせず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については、転園先の確保などについて支援を実施しますと事業計画の記載を改めました。

以上のように、意見提出手続に付した原案に対し、本案の作成に当たって修正を加えましたのは30か所でございますが、そのうちの主なものについてご説明いたします。

「(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)」の38ページをご覧ください。

第4章子ども・子育て施策の展開についての重点施策(1)みんなで子育てを応援し、寄り添うことができる環境づくりの部分で、令和5年度予算の新規事業として計上された「乳幼児等及びこども医療費助成の拡充について」を⑨として新たに追加いたしました。それに併せまして、47ページの④経済的な負担の軽減のナンバー1、こども医療費助成制度、ナンバー2、乳幼児等医療費助成制度、48ページの⑤特に支援を必要とする家庭への支援のナンバー1、母(父)子家庭等医療費助成制度、49ページのナンバー12、障がい児への医療扶助の実施内容につきまして、それぞれ新たな助成内容に修正いたしました。

続いて、63ページ、第5章若者育成支援施策の展開の基本目標5、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するの<課題>の部分につきまして、地域共生社会を形成する観点を追加し、「セクシュアルマイノリティや外国籍、障がいのある方などが排除されることなく、包摂され、必要に応じて、相談や支援を受けることができるような地域共生社会を形成する必要があります」と追記いたしました。

また、100ページの第7章市立就学前教育保育施設のあり方についての4、今後の方針と事業計画の(1)市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針と事業計画につきましては、今回の意見を踏まえまして、先ほど述べさせていただきまして、市立幼稚園と市立保育所の事業計画で一体化する施設につきましては、開設を目指す時期を明記するとともに、子どもにとってよりよい教育・保育を提供する観点から、老朽化対策等のため、新設を含めた適切な手段を検討するよう変更しました。

あわせて、市立幼稚園につきましては、4歳児クラスの児童が5人未満になった場合の対応策を変更しました。

市立認定こども園につきましては、地域の拠点となる施設とするよう7年度からの次期計画で検討するとしていたところを、今後一体化事業を進めるに当たり、検討時期を前倒しするため、本計画期間中に検討することと修正いたしました。

以上の主立った箇所以外にも、文言表記の修正や追記など変更を加えておりますが、本議案でお諮りする内容をもちまして、川西市子ども・若者未来計画策定を市長に申出をし、来年度から本計画の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

議案第20号の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

既に議員協議会の前の段階で1度、案については見ていただいている状況ではございます。そのときに表現等について若干のご指摘はあったところですが、それにプラスして今副部長のほうからご説明があった部分ですけども、何かご質問等ありますでしょうか。

膨大な量なので、あれなんですけれども、もしできましたら……

倉見委員

すみません。よろしいですか。

石田教育長

はい、どうぞ、倉見委員。

倉見委員

議員協議会の前に、あれは何でしたでしょうか、教育委員会の協議会でしたでしょうか。

石田教育長

そうです。

倉見委員           それで、議員協議会を経て、その後何か大きく変更になったところとかはあるのでしょうか、字句の修正とかは結構です。

石田教育長           大きな変更についてということですね。  
担当のほう、どうですか。主立ったところ、字句の変更ではなくてというところがあれば、あったと思うんですけども、報告願えますか。  
担当副部長。

こども未来部副部長  
(井上)               大きな修正というところではございませんでしたが、一部……

こども未来部副部長  
(釜本)               マイク。

こども未来部副部長  
(井上)               すみません。失礼いたしました。  
大きな修正というところは特にございませんでしたが、一部文言を削除する等のところの部分で、回答するご意見の部分のところを変更させていただきまして、その部分を計画案のほうで修正をさせていただくという形を取らせていただいております。  
以上です。

石田教育長           例えばですけども、100ページかな。100ページの久代幼稚園、多田幼稚園の項の事業計画の中の文言、お願いできますか。  
担当副部長。

こども未来部副部長  
(井上)               すみません、失礼いたしました。  
大きなというところではないんですが、久代幼稚園、多田幼稚園、100ページのところでございます。そちらのところで、行数でいきますと上から4行目のところでございます。「また、整備手法や運営方法について合わせて検討し、令和7年度から次期計画に反映します」となっていますところの前に、「また、新設する場合には」という文言を入れておったのですが、少し表現的になかなか……。  
すみません。失礼しました。「新設する場合には」という表現を入れておったんですが、ちょっと新設する場合だけにそういう整備手法や運営方法についても検討するというふうに捉まえられる場合もあるのではないかとということがございましたので、そちらの「新設する場合には」という文

言のほうは取らせていただいております。

石田教育長 倉見委員、100ページのところは分かるでしょうか。

倉見委員 はい、網かけになっていましたね。

石田教育長 2つ目の項目のところですが、**「施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します」と**。そして、**「新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します」という項**なんですけれども、議員協議会の中で、整備手法や運営方法を検討するのは新設する場合に限られるのですかというご質問をいただいていた。既存施設の活用か新設かという、そういう設備面のことだけではなくて、いずれにしても、既存施設を活用する場合も新設する場合も含めて、整備手法や運営方法についても検討すべきであるということです。新設する場合にはという項目を削除しているということです。ご理解いただけましたでしょうか。

倉見委員 はい、ありがとうございます。

石田教育長 こども未来部長。

こども未来部長 (山元) 今ご説明をさせていただきました変更点以外にも、せんだっての教育委員協議会から、その後の議員協議会を経て変更した点が幾つかございます。

具体的に申し上げますと、計画書の38ページのところになります。(1) みんなで子育てを応援し、寄り添うことができる環境づくりの説明文の中で、また書き以降の2行を追加させていただいております。

さらに、計画書の47ページのところですが、下の段の表になりますが、経済的な負担の軽減の部分でございますけれども、事業ナンバーのこども医療費助成制度、さらに、乳幼児等医療費助成制度の部分につきまして、「児童」というふうな表現を使っておりましたけれども、それを一部修正するとともに、1番の部分では「子どもの」というふうな、そんな文言を追加させていただいております。

さらに、48ページですが、⑤の特に支援を必要とする家庭への支援の部分でも同様に、「児童」という呼び方を「子ども」というふうな形に変更をさせていただいております。

先ほどご説明をさせていただいた部分と併せまして、以上が教育委員協議会から議員協議会を経て、計画の部分の修正させていただいた主立った項目というふうな形になります。

以上でございます。

石田教育長

「児童」という表現を「子ども」ということなんですけれども、児童というのが福祉での対象の言い方と学校での言い方とに若干ずれがあるということで、用語の統一を一般的な方から見たときにも分かりやすくしたほうがいいのではないかということで、「子ども」という言い方に統一しているところです。

今、部長、副部長が説明したところが主な変更点かなということですね。何かここに関して、または、それ以外のところで質問ありますでしょうか。

多岐にわたるところで、事前にも見ていただいているところですので、今、議員協議会後に変更があったところについての説明を中心として行っていますので、それでよろしいかなと思いますが、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第20号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては可決されました。

石田教育長

以上で本日の議事は全て終わりました。

石田教育長

これをもちまして、第8回川西市教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

[閉会 午後2時50分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年4月21日

署名委員 坂本 かおり

治部 陽介